

燃ゆる感動かごしま国体
薩摩川内市実行委員会
第 6 回総会
【資料編】



特別国民体育大会薩摩川内市会場地開催基本方針

1 基本方針

特別国民体育大会は、「コロナ禍からの再生と飛躍」を象徴するスポーツ大会と位置づけ、人と地域が躍動し、安心と活力のある薩摩川内づくりにつながり、市民が夢と希望を持ち、心に残る大会を目指し、市民総参加のもと、薩摩川内らしさを活かした大会として開催する。

大会の開催にあたっては、簡素・効率化を図りながら、薩摩川内の多彩な魅力を全国に発信する大会を目指す。

この大会の開催を契機として、広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図るとともに、スポーツを活かした地域づくりを推進する。

2 実施目標

(1) コロナ禍からの再生と飛躍を象徴する国体

「コロナ禍からの再生と飛躍」を象徴するスポーツ大会として、全国の皆様に感謝の気持ちを伝えるとともに、後催県とのスポーツ等を通じた人的交流等を推進することにより、国民体育大会から国民スポーツ大会へのかけはしとなるよう、素晴らしい、思い出に残る希望に満ちたかごしま国体の開催を目指す。

(2) 市民が夢と希望を持ち心に残る国体

市民が国体開催という目標を共有して総力を結集し、相互の連帯感や郷土意識を高めるとともに、国体後も明るく豊かで力みなぎる薩摩川内づくりにつながる夢と希望のあふれる大会を目指す。

(3) スポーツの普及・振興を図る国体

国体を一過性のスポーツイベントに終わらせず、国体開催を契機として、市民の積極的なスポーツ参加の促進やスポーツ水準の向上など、広くスポーツを普及・振興し、市民の健康増進や体力向上を図るとともに、スポーツを活かした地域づくりを推進する。

(4) 簡素・効率化を図る国体

近年の経済状況や公益財団法人日本スポーツ協会が進める国体改革の趣旨等を踏まえ、市内の既存施設の有効活用やボランティアスタッフの積極的活用など大会運営の簡素・効率化を図り、人的・財政的負担が過重にならないように配慮する。

(5) 薩摩川内の魅力を発信する国体

薩摩川内の素晴らしさを感じることができるようなまごころのこもったおもてなしをするとともに、九州三大河川の川内川や国定公園に指定された甕島の豪壮な海食崖をはじめとする美しく雄大な自然や豊かな食文化、先人より受け継いできた文化や伝統など、薩摩川内の多彩な魅力を余すところなく全国に発信する。

燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会会則

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、燃ゆる感動かごしま国体（薩摩川内市会場地開催分。以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関する事。
- (2) 大会における実施競技に関する事。
- (3) 競技施設及び関連施設に関する事。
- (4) 大会開催及び運営のための経費に関する事。
- (5) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事。

第2章 組織

(構 成)

第4条 本会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 市の代表者及び役職員
- (2) 市議会を代表する者及び市議会議員
- (3) 関係競技団体、その他関係行政機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会の開催準備に係る者

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、薩摩川内市長をもってあてる。

2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が選任し、総会の承認を得て、これを委嘱する。

3 監事は、会長が選任し、総会の承認を得て、これを委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したもののみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会の開催基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもってあてる。
- 3 副委員長は、副会長をもってあてる。

- 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成28年3月28日から施行する。
- 2 設立当初の役員の選任は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 第10条第2項の規定にかかわらず、最初に招集される設立総会は、市長が招集する。
- 4 本会の設立当初の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成29年8月22日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員会である者は、それぞれ燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員会に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会の関係規程等中「第75回国民体育大会鹿児島大会薩摩川内市準備委員会」とあるのは、「燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会」と読み替える。

附 則

- 1 この会則は、令和3年4月23日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に制定又は策定されている燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会の関係規程等中「第75回国民体育大会」とあるのは「特別国民体育大会」と読み替える。

特別国民体育大会 燃ゆる感動かごしま国体 薩摩川内市実行委員会名簿

No.	役職名	区分	所属	役職	氏名
1	会長	市	薩摩川内市	市長	田中良二
2	常任委員	市	薩摩川内市	副市長	永田一廣
3	常任委員	市	薩摩川内市	副市長	福元一也
4	常任委員	市	薩摩川内市	教育長	藤田芳昭
5	副会長	市議会	薩摩川内市議会	議長	川添公貴
6	常任委員	市議会	薩摩川内市議会	副議長	成川幸太郎
7		市議会	薩摩川内市議会産業建設委員会	委員長	森満晃
8	常任委員	県	鹿児島県北薩地域振興局	局長	橘木宏幸
9		県	薩摩川内警察署	署長	田之上博詞
10	常任委員	地区コミ	薩摩川内市48地区コミュニティ協議会連絡会	会長	赤崎弘熙
11	常任委員	福祉	薩摩川内市社会福祉協議会	会長	上屋和夫
12	常任委員	施設	薩摩川内市民まちづくり公社	理事長	今吉俊郎
13		施設	NPO法人川内スポーツクラブ01	理事長	下門信久
14	副会長	スポーツ	NPO法人薩摩川内市スポーツ協会	会長	軍神利喜男
15	常任委員	スポーツ	鹿児島県バスケットボール協会	会長	末永皓久
16	常任委員	スポーツ	鹿児島県空手道連盟	会長	井出俊郎
17	常任委員	スポーツ	鹿児島県軟式野球連盟	会長	稲葉直寿
18	常任委員	スポーツ	鹿児島県ホッケー協会	会長	外薊勝藏
19	常任委員	スポーツ	鹿児島県ウエイトリフティング協会	会長	上野一誠
20		スポーツ	薩摩川内市バスケットボール協会	会長	時吉洋三
21		スポーツ	薩摩川内市軟式野球連盟	会長	墓真介
22		スポーツ	薩摩川内市ホッケー連盟	理事長	仙名幸士
23		スポーツ	薩摩川内市ウエイトリフティング協会	会長	上野一誠
24		スポーツ	薩摩川内市スポーツ推進委員協議会	会長	花田博之
25	常任委員	教育	薩摩川内市立小・中・義務教育学校長会	会長	池田猛
26	常任委員	教育	川薩地区高等学校校長会	会長	荒田修
27	常任委員	教育	川島学園 れいめい中学校・高等学校	校長	徳留秀樹
28		教育	鹿児島純心女子大学	学長	山口明美
29	常任委員	医療	川内市医師会	会長	久留敏弘
30		医療	薩摩川内市歯科医師会	会長	林廣昭
31	副会長	観光	川内商工会議所	会頭	橋口知章
32	副会長	観光	薩摩川内市商工会	会長	今藤尚一
33	副会長	観光	(株)薩摩川内市観光物産協会	代表取締役社長	井龍大
34		観光	薩摩川内市ホテル旅館組合	組合長	福山大作
35		観光	市比野・入来・祁答院・東郷ホテル旅館組合	組合長	石脇親文
36		観光	鹿児島県飲食業生活衛生同業組合薩摩川内支部	支部組合長	若松愛美
37	常任委員	農林水産	北さつま農業協同組合	代表理事常務	下口和幸
38		農林水産	川内市漁業協同組合	代表理事組合長	下園広志
39		農林水産	甌島漁業協同組合	代表理事組合長	大重玄正
40		農林水産	川内市内水面漁業協同組合	代表理事組合長	上薊保正
41	常任委員	女性団体	薩摩川内市女性団体連絡協議会	会長	森永靖子
42		女性団体	薩摩川内市地域女性団体連絡協議会	会長	岩下ツキミ
43	常任委員	高齢者	薩摩川内市高齢者クラブ連合会	会長	井上仁
44		運輸	鹿児島県交通安全協会薩摩川内地区	協会長	外薊輝藏
45	常任委員	運輸	鹿児島県バス協会北薩地区貸切部会	会長	手打一也
46		運輸	鹿児島県タクシー協会西薩支部	川内支部長	蒲ヶ原隆志
47		運輸	九州旅客鉄道(株)川内駅	駅長	小野田曜
48		運輸	肥薩おれんじ鉄道(株)	代表取締役社長	古森美津代
49		運輸	甌島商船(株)	代表取締役社長	美根晴幸
50		環境	薩摩川内市花いっぱいまちづくり推進協議会	会長	赤崎弘熙
51	常任委員	市	薩摩川内市	観光文化スポーツ対策監	花木隆
52	監事	市	薩摩川内市監査委員	代表監査委員	篠原和男
53	監事	市	薩摩川内市	会計管理者	西元哲郎
54	顧問	県議会	鹿児島県議会	議員	外薊勝藏
55	顧問	県議会	鹿児島県議会	議員	鶴薊真佐彦
56	顧問	県議会	鹿児島県議会	議員	遠嶋春日児